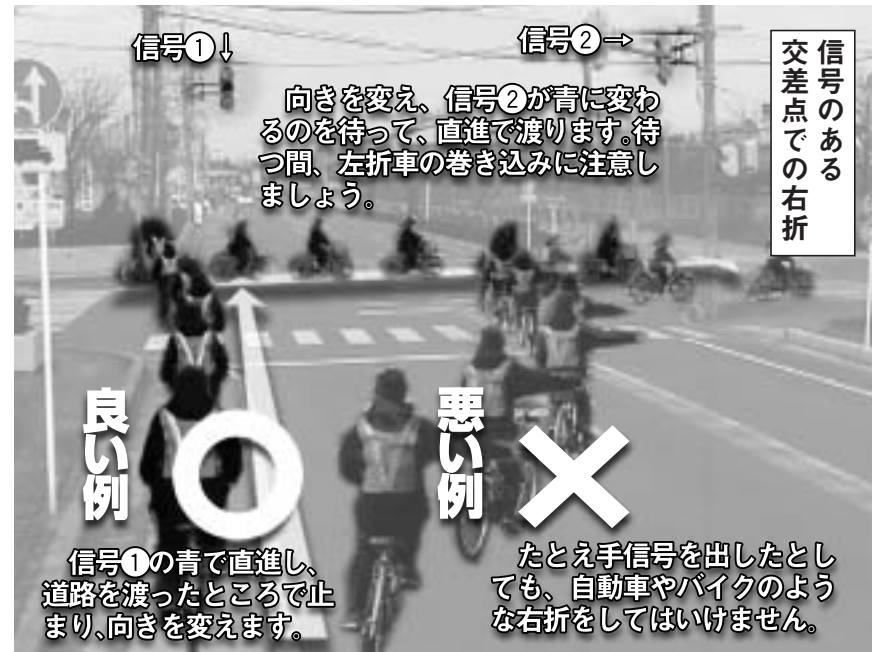


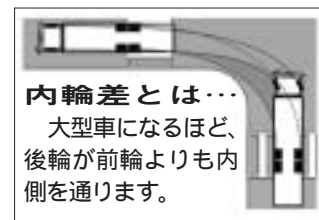
あなたの自転車運転ルール、間違っていますませんか？

まだ寒い日も残りますが、もう少しで本格的な自転車のシーズンがやって来ます。人や環境に優しい自転車も使い方によっては周囲に迷惑を掛けかねません。春本番を前に、自転車の運転ルールなどについて考え直してみませんか？



信号のある
交差点での右折

横断歩道の隣りに自転車横断帯がある場合は、そこを走行してください。信号を待つ間、自動車や歩行者の邪魔にならぬよう、臨機応変に対応しましょう。悪い例は別途合成了たものです。



内輪差とは…
大型車になるほど、後輪が前輪よりも内側を通ります。

自転車の右折は自動車やバイクとは違います。自転車で、交差点の右折レーンを手信号を出しながら悠々と曲がっていく人を時々見かけます。一見正しいような右折方法ですが、周囲の自動車にとっては迷惑な、誤った右折のやり方です。信号のある交差点では、上図のように青信号(①)で真つすぐ渡つたら停止して方向を変え、正面の信号(②)が青に変わるのを待ってから真つすぐ渡る二段階右折が正しい右折の方法です。自転車は、右折レーンを通行してはいけません。交差点の角で信号が変わるのを待つ間、左折する自動車(特に大型車)に巻き込まれないように、歩道部分で待つことも場合によっては必要です(その場合は、自転車は降りましょう)。なお、自転車で横断歩道を渡る場合は、自



信号のない
交差点での右折

歩道やアーケード内を走っても良いのか？

自転車は、基本的に歩道を走れません。ただし、「自転車歩道通行可」の標識のある歩道なら、歩行者優先の上で走れます。

ちなみに、新津市内のアーケード内は走れませんが、自転車を降りて、自転車を押して歩くことはできます(歩行者扱い)。

歩道を走れない場合は、車道の左端を走るようになります。車道に路側帯(白線一本または白線と

点線)があるときは、路側帯の中を走れます(白線二本の場合は歩行者専用なので走れません)。

あなた以外、みんなが不愉快な迷惑駐輪

迷惑駐輪で特に多いのが、歩道やアーケード内での、道と直角に止める駐輪です。これは歩行者の通行を妨げますし、目の不自由な人のための点字ブロックをふさぐことにもなります。また、車道に大きくはみ出た駐輪も自動車や自転車の通行に迷惑となります。

自転車は、指定された駐輪場所に止めたり、駐輪方向を工夫するなど、周囲の交通の迷惑にならないように駐輪しましょう。

ライト点灯、反射材キラリ 自立して防げる夜間事故

無灯火運転は、自動車から発見されにくく、事故に遭った場合に大きな事故になりやすいので大変

携帯使用 厳禁です 運転中の

新津市内で発生した交通事故内容をみると、交差点での事故と高齢者の事故、そして女性ドライバーの事故が県内平均よりも多くなっています。そして女性ドライバーによる事故の原因のうち、最近急増しているのが運転中の携帯電話の使用です。

道路交通法で禁じられているにもかかわらず、依然として多くのドライバーが「ケータイしながら運転」をしています。「自分だけは大丈夫」という考えは通用しません。男女の別関係なく、運転中の携帯電話の使用はやめましょう(※ハンズフリーを除く)。

危険です。暗くなり始めたら、路面が見えていて運転に支障がなくても、周囲にあたる自転車が走っていることを知らせるために早めにライトを点けてください。また、自転車にもともと付いている反射器のほかに反射材を付けると、夜間でも発見されやすくなるので、積極的に利用するようにしましょう。

手軽な自転車は 交通ルール無地帯!?

自転車は、自動車やバイクと違い、免許が要らない手軽な乗り物です。それゆえに子どもからお年寄りまで幅広い世代に使われている交通手段です。

しかし、これほど多くの人が交通ルールを守っていない乗り物はないでしょう。いくら小学校などで正しい交通ルールを教えても、大人が良い手本を示さなければ、やがて子どもたちも危険な自転車乗りになるだけです。そして危険な自転車運転は悲惨な交通事故につながりかねません。人やまち、環境に優しい自転車をもちと安全・快適に使えるように、運転ルール・マナーを見直してみませんか。



新津警察署 交通課長
二富正史さんのお話

平成十四年中に新津市内で発生した自転車事故は五十六件でした。発生場所では、四十一件が自宅から一キロ以内で、しかも市内中心部というよりもその周辺部で多く発生しています。また事故当時の自転車の行動類型でみると、四十件が直進中の事故でした。このことから、歩行者や自転車が密集する市内中心部よりも、緊張が解けるその周辺部で、曲がるうとした自動車が直進中の自転車に接触する傾向が高いと考えられます。自動車のドライバーが注意するのはもちろんのことですが、自転車も道路交通法上の車両ですから、自転車を運転する人にも正しいルールとマナーが求められます。間もなく新学期・新年度と気ぜわしい季節となります。自動車との事故に遭わないよう、歩行者との事故を起こさぬよう、安全運転を心がけましょう。

好きです！ きれいなまち・新津

好きです！ きれいなまち・新津

ポイ捨てしま宣言!!

ポイ捨てしませんヨ!!

新津市内では、空き缶やタバコの吸い殻、ガムなどのポイ捨てが、条例により禁じられています。※市民と市内通行者に適用

違反者には 指導・勧告・命令
…最終的には5万円以下の罰金

市民生活課 環境衛生係 電話24-2111 内線232

ポイ捨てしま宣言!!

いいよおまかせなさい

新津市内では、犬の飼い主に、犬のふんの即時回収や公園の砂場でのふんの禁止が、条例により義務付けられています。※市民と市内通行者に適用

違反者には 指導・勧告・命令
…最終的には3万円以下の罰金

市民生活課 環境衛生係 電話24-2111 内線232

自転車の交通ルールについてのお問い合わせは、
新津警察署交通課 電話23 0110 または市役所市民生活課 電話24 2111 内線234へ。